

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

令和7年度において長崎県が発注する建設工事について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法を次のとおり定める。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業種の区分

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第2項に定める建設工事の種類による。

2 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (4) 令和5年7月1日以後を審査基準日とする法第27条の29の規定による総合評価値通知書を受け取っていない者
- (5) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (6) (4)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者

3 申請の時期

随時

4 申請の方法

(1) 申請資料

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 工事経歴書
- ウ 営業所一覧表
- エ 総合評価値通知書の写し（令和5年7月1日以後を審査基準日とするもので、一般競争入札参加資格審査申請の直前のもの）
- オ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書）
- カ 委任状（建設業の許可を受けた営業所に権限を委任する場合）
- キ 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

(2) 申請及び提出方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#kengai>

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 一般競争入札参加資格の認定

2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。

2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、1の建設工事の種類ごとに一般競争入札参加資格を認定する。

なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。

7 一般競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の規定による工事の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。